

**森林組合系統運動方針**

**JForest 雄勝広域森林組合ビジョン 2030**

**令和4年3月**

**雄勝広域森林組合**

# JForest 雄勝広域森林組合ビジョン 2030

## 目 次

I 全体概要

II 10 年後の夢・目指す姿

III 取組内容

IV 目標設定

## I. 全体概要

### 1. 全国統一目標（スローガン）

～地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて～

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用に協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGs の達成に貢献していく。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の3つの課題に取り組むこととする。

#### （1）組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

#### （2）働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

#### （3）事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大やICTの活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

### 2. 運動期間

令和12年度末まで

## II. 10年後の夢・目指す姿

### 1. 夢

- (1)組合員への一層の利益還元を進めることで再造林を促進し、資源循環による林業の持続的な発展を図る。
- (2)地域森林情報のデジタル管理とＩＣＴを駆使した組合運営を目指す。また、安全で効率的な先進的機械の導入による成熟した木材資源の活用と再造林の低コスト化を図るためスマート林業を定着させる。
- (3)職員、現場技能員が誇りをもって働くための就業環境整備と所得向上を推進し、人材の確保と人財の定着を図る。また、職員、現場技能員は林業のプロフェッショナル集団として、最新の知識と正確な技術を持って組合員から信頼される組合を目指す。
- (4)請負経営体を含めた系統内の無事故、無災害を推進し、現場技能員が安心して働き、現場技能員の家族も不安にならない安全な産業として林業のイメージアップを図り、新規就業希望者の増加を目指す。

### 2. 目指す姿

- (1) 職員・組合員について  
会員組合のコンプライアンス態勢構築に向けた指導を強化し、地域に信頼される系統組織の運営を推進する。
- (2) 事業について  
急激に変化する木材需要の動向を見極め、川下への安定供給と、会員組合が有利販売となる原木販売体制を構築することで、一層の森林所有者への利益還元を目指す。また、組合員の相談窓口となる森林施業プランナーと森林経営プランナーと再造林事業地の集積を担う造林マイスターの認定者育成を推進する。
- (3) その他  
ＳＮＳ等を活用したＰＲ活動を展開し、林業新規の確保に努めるとともに、現場技能者及び現場管理責任者の育成研修を実施し、林業労働災害防止対策を強化する。

### III. 取組内容

#### 項目 1：都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立

##### (1) 地域の森林管理方針（長期ビジョン）の協議

森林環境譲与税や森林経営管理制度により地域の森林管理における市町村の役割が高まっていることを受け、地域の森林の長期的な管理方針（長期ビジョン）について市町村に提言・協議を行い、持続可能な林業経営につなげる。

##### (2) 森林環境譲与税の有効活用

組合員を代表して森林環境譲与税の使途に関する提言・要請を行うとともに、予算化された施策の推進に協力する。また、森林環境譲与税創設目的に立ち返り、「山」がその恩恵を受けるようにするため、森林組合が税の運用計画から関わる。

##### (3) 森林経営管理制度の推進

森林経営管理制度が円滑に進むよう、対象地の選定、森林所有者への意向調査、所有者不明森林への対応等の取組強化を要望するとともに、その実施に協力する。

#### 項目 2：循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

##### (1) 森林の適切な整備と災害対応

地球温暖化防止のための温室効果ガス削減目標の達成に加え、近年多発する豪雨災害を受けて森林の持つ国土保全・水源涵養などの機能に国民の期待が高まっていることを踏まえ、引き続き健全で豊かな森づくりに向け間伐等の森林整備を推進する。また、災害発生時には、行政等と連携し、被害調査や孤立集落の支援、支障木除去などに貢献する。

- ・ナラ枯れ対策としての、継続した更新伐事業の推進。
- ・森林の循環サイクルに合った施業の実施による資源の確保及び維持。
- ・適切な森林管理は、人工林であっても存分に公益的機能を發揮する。そのため、機能低下が著しい森林から整備し、災害を未然に防止する。
- ・山地災害発生時には、林業機械を現地に投入できるよう行政等連携し、緊急初動体制を整備する。

##### (2) 低コスト・循環型林業の確立

事務・管理含めたコスト低減に向けICT技術の導入等を進めるとともに、自然条件を踏まえた施業体系を定め、地域にあった低コスト・循環型林業を確立し、山元立木価格の上昇を目指す。

### (3) 原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

県森連による原木共同販売をさらに推進し、また、森林整備・林産・販売事業等について組合間・県森連間の事業連携を検討する。安定供給により価格交渉力を強化し、主伐後の再造林が可能な立木価格（組合員への利益還元）を実現する。

## 項目3：高度人財の確保・育成

### (1) 職員の新規採用と人財育成

現職員の育成やICT等を活用した効率化、協力関係にある民間事業体との連携強化に加え、林業未経験の若者や異業種からの転職希望者等の採用を進める。また、役職員・現場技能員一人ひとりが協同組合人としての意識を持ち、知識・技術の向上に努めるとともに、やりがいを持ってその能力を最大限に活かすことができるよう組織体制の構築や幹部登用を進めること。

### (2) 森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成

森林施業プランナーについては、事業を担当する全ての組合職員が共通に持つべき技術と位置づけ、積極的に育成を図る。併せて、再造林を含めた長期的な団地形成や木材の有利販売、事業体間の連携などこれからの組合経営を担う者として森林経営プランナーについても育成し、職員のモチベーション向上と森林組合の収益力の一層の強化につなげる。

### (3) 現場技能員の地位向上・労働災害の撲滅

現場技能員については、より働きがいのある職場づくりや定着率の向上を目指し、労働災害の撲滅をはじめ、労働負荷の軽減、福利厚生の充実、他業種に負けない賃金水準の確保、就業形態・賃金体系の見直し、作業技術習得のための研修等に取り組む。特に、労働災害の撲滅に向け、作業の安全を最優先に据え、労働環境の整備や労働安全意識の徹底を進める。

## 項目4：協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

### (1) 組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

組合員との対話を深めるが、所在不明の組合員が一定数存在することからその解消に努める。また、民法・不動産登記法改正により今後予定されている相続登記の義務化を活かして組合員名簿を整備する。また、遠隔地も含めた組合員への情報発信強化や参画促進に向け、広報誌やホームページ等の整備・活用を進める。

## (2) 森林組合経営の強化・健全化

組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ、地域の森林整備に取り組みながら、販売事業を拡大して経営基盤の強化を図る。また、販売事業が拡大する中、与信管理体制を強化する。更に、働く者が経営理念や使命を理解し、男女問わず働きやすく、オープンで風通しの良いコミュニケーションを有する組織風土を醸成する。

## (3) コンプライアンス態勢の強化

全ての役職員が「不適正事案を撲滅する」という強い意志をもってコンプライアンス態勢を強化する。具体的には、内部統制（ガバナンス）の強化に向けて、内部監査の導入、内部・外部通報体制の整備、継続的な研修の実施等を進める。

# 項目5：国民生活及びSDGsへの貢献

## (1) SDGs宣言の実施

「SDGs宣言」を行い、系統一丸となってSDGs達成に貢献する。また、全森連・県森連とともに、森林組合の活動の多くがSDGs（持続可能な開発目標）に密接につながっていることについて積極的にアピールし、森林組合の認知度や社会的意義への理解を高めていく。

## (2) 異業種との連携

当地域に存在する各種団体や会合に積極的に参加、交流して、組合の活躍の場を広げる。

## (3) 2050年カーボンニュートラルへの貢献

これまでの着実な間伐の実施に加えて、「伐って、使って、植える」という資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用の拡大を推進する。また、木質バイオマス供給し、化石燃料起源のCO<sub>2</sub>ゼロエミッションを目指した取組を推進する。

## IV 目標設定

		令和2年度 現状	令和7年度 目標	令和12年度 目標	備考
基本 情報	職員数（現場技能者除く）	28人			◇
	現場技能者数	8人			◇
数値 項目	新植面積	48ha	60ha	80ha	◆
	間伐面積	切捨	118ha	80ha	◆
		利用	287ha	250ha	◆
	主伐面積	219ha	200ha	250ha	◆
	林産事業量	主伐	61,746 m <sup>3</sup>	75,000 m <sup>3</sup>	◆
		間伐	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	◆
	販売事業量	17,581 m <sup>3</sup>	15,000 m <sup>3</sup>	10,000 m <sup>3</sup>	◆
	林産・販売事業量のうち 連合会を通じた販売量	25,351 m <sup>3</sup>	30,000 m <sup>3</sup>	30,000 m <sup>3</sup>	◆
	森林施業プランナー認定者数	14人	16人	20人	◇
	森林組合監査士資格取得者数	3人	2人	2人	◇
取組 有無 項目	休業4日以上死傷病発生人数	1人	0人	0人	◆
	事業利益	27,072千円			◆
	経常利益	22,470千円			◆
	当期剰余金	14,856千円			◆
	常勤理事の設置	◎			◇
	若年層（60歳未満）理事の 就任				◇
	女性理事の就任				◇
	ホームページ（SNS含む）の 運用	◎			◇
	森林経営プランナーの設置				◇
	SDGs宣言の実施				◇

※◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。

※「休業4日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。「事業利益・経常利益・当期剰余金」は黒字決算を目標とし、数値目標の設定は行わない。

※取組有無項目については当該年度末において実施済の場合○とする。ただし、「常勤理事の設置」については、代表理事の場合◎、代表権の無い理事の場合○とする。また、「ホームページ（SNS含む）の運用」については、1年内に更新している場合◎、更新されていない場合○とする。

※「SDGs宣言の実施」及び「森林経営プランナーの設置」は令和3年度以降の取組のため令和2年度の実績はなし。